

平成 18 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名 日 本 オ ラ ク ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 新 宅 正 明
最高 経 営 責 任 者
(コード番号 4716 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 松 岡 繁
最高 財 務 責 任 者
(TEL. 03-5213-6666)

従業員に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成18年8月29日開催の定時株主総会で決議した、会社法第238条ならびに第239条の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成18年12月21日開催の取締役会において、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

・特に有利な条件で、ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプションとしての新株予約権を発行する。

・新株予約権発行要項

1. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、
新株予約権 1 個当たりの目的である株式数(以下、「付与株式数」という。)は 100 株とする。

下記3. に定める割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1 株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記6.(2)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数

を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2. 新株予約権の総数

2,836 個

ただし、新株予約権の申込の総数が上記の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。

3. 各新株予約権を割り当てる日

平成18年12月25日(以下、「割当日」という。)

4. 新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月(平成18年11月)の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

6. 払込価額の調整

- (1) 割当日後、当社の普通株式につき株式分割または株式併合が行なわれる場合、払込価額は、それぞれ次に定める算式(以下、「払込価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 調整後払込価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後払込価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第181条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後払込価額は、当該株主総会の承認の直後に、当該株主割当日の直後に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した新株予約権者(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)に対しては、当該新株予約権の行使により払い込まれた行使価額の全額を調整後行使価額で除して算出される株式数から、すでに当該新株予約権の行使に基づき発行または移転された株式数を減じた数の株式を追加して交付する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前払込価額} - \text{調整後払込価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後払込価額}}$$

- (3) 当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
- (4) 払込価額の調整を行うときは、当社は調整後払込価額適用日の前日までに、必要な事項を割当者に通知する。ただし、当該調整後払込価額適用日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 12 月 25 日から平成 28 年 8 月 29 日まで(以下、「権利行使期間」という。)

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成 20 年 12 月 25 日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成 22 年 12 月 25 日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部につき譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。
- (4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」(以下、「割当契約」という。)に定めるところによる。

9. 新株予約権の消滅事由および消滅の条件

- (1) 新株予約権は、次の事由により消滅する。
権利行使期間内に行使されない場合
新株予約権の割当を受けた者が、上記8. に定める条件に該当しなくなるにより権利を行使することができなくなった場合
その他、割当契約に定める事由に該当した場合
- (2) 次の事由が発生したときは、新株予約権は会社法の定めるところに従い消滅する。
当社が消滅会社となる吸収合併契約または新設合併契約が株主総会で承認された場合
当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画が株主総会で承認され、かつ分割承継会社が新株予約権の割当を受けた者に対し同社の新株予約権を交付する場合
当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画が株主総会で承認され、かつ完全親会社が新株予約権の割当を受けた者に対し同社の新株予約権を交付する場合

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記(1)の 資本金

等増加限度額から前記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 新株予約権の行使請求および払込の方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印または署名のうえ、これを下記 13. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額に行使する新株予約権の個数を乗じた金額の全額(以下、「払込金」という。)を、現金にて下記 14. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下、「指定口座」という。)に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

13. 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事本部(またはその時々における当該業務担当部署)

14. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行本店営業部

株式会社三菱東京 UFJ 銀行赤坂見附支店

(またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

15. 当社を完全子会社とする株式交換または株式移転に基づく新株予約権に係る義務の承継に関する決定方針

当社は、当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されていない新株予約権に係る義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社(以下、「完全親会社」という。)に以下の決定方針に基づき承継させることができるものとする。

ただし、当該株式交換または株式移転に際し、当社の株主総会において、以下の決定方針に沿って完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する旨の記載のある、当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式とする。
- (2) 各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後付与株式数」という。)とする。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。
- (4) 新株予約権の行使可能期間
新株予約権の行使可能期間の開始日と株式交換の日または株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件ならびに新株予約権の消却事由および消却の条件
本発行要項の内容及び、完全親会社における既存のストックオプション制度との統一を図る観点から、合理的と当社の取締役会が判断した範囲内で決定するものとする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡は完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に一株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

17. 本要項の規定の変更その他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の変更その他の措置が必要となる場合は、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、当社が適切と考える方法により、本要項の変更その他の措置をとることができるものとする。
18. 割当先の概要
当社従業員 1,135 名。
19. その他
その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

(ご参考)

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 18 年 7 月 28 日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成 18 年 8 月 29 日 |

以 上